京都大学デパートメント設置準備委員会要項

令和８年１０月２６日
総長裁定制定

第１　京都大学に、次の各号に掲げる事項を審議するため、別表左欄に掲げるデパートメント設置準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。
(1) デパートメント（本学の国際卓越研究大学研究等体制強化計画における研究組織の基本単位をいう。以下同じ。）の長の候補者の選考に関すること。
(2) デパートメントの将来構想及び研究力強化戦略の策定に関すること。
(3) デパートメントの設置準備に係る予算及び資源配分に関すること
(4) その他デパートメントの設置に関し必要な事項に関すること。
第２　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
(1) 別表中欄に掲げる関係学系（デパートメントに関係する学系をいう。以下同じ。）の長
(2) 関係学系の教員　若干名
(3) 別表右欄に掲げるデパートメントオフィス設置準備室（以下「担当設置準備室」という。）の室長
(4) その他第３第１項に定める委員長が必要と認める者　若干名
第３　委員会に委員長を置き、プロボストである理事が指名する委員をもって充てる。
２　委員長は、委員会を招集し、議長となる。
３　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
第４　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。
２　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
第５　第２各号に掲げる委員がやむを得ない事情により委員会に出席できないときは、当該委員は、委員長の承認を得て、代理者を出席させることができる。
第６　委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。
第７　委員会に関する事務は、別表右欄に掲げる担当設置準備室において処理する。
第８　この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、各委員会が定める。

附　則

この要項は、令和８年１０月２６日から実施する。

別表

設置準備委員会	関係学系	担当設置準備室
経済学デパートメント設置準備委員会	経済学系	経済学系デパートメントオフィス設置準備室
	統合経済学系	統合経済学系デパートメントオフィス設置準備室
化学デパートメント設置準備委員会	純正化学系	純正化学系デパートメントオフィス設置準備室
	工業化学系	工業化学系デパートメントオフィス設置準備室
	統合化学系	統合化学系デパートメントオフィス設置準備室
建築学デパートメント設置準備委員会	建築学系	建築学系デパートメントオフィス設置準備室
電気電子工学デパートメント設置準備委員会	電気電子工学系	電気電子工学系デパートメントオフィス設置準備室
	生存圏科学系	生存圏科学系デパートメントオフィス設置準備室